



茨城労働局公示第 57 号

登録教習機関の登録について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長の登録を受けた者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称
日本建機教習所株式会社
- 2 登録教習機関の住所
和歌山県橋本市東家六丁目 5 番 22 号
- 3 登録教習機関の代表者の職氏名
代表取締役 杉本 賢哉
- 4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
(1) 事務所の名称 上記 1 のとおり
(2) 事務所の所在地 上記 2 のとおり
- 5 行うことができる技能講習
ガス溶接技能講習
- 6 登録した年月日
令和 7 年 7 月 14 日
- 7 登録番号
50-5

令和 7 年 7 月 14 日

茨城労働局長

